

宮城県蓄電池産業調査業務 企画提案募集要領

この要領は、「宮城県蓄電池産業調査業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 案件名

宮城県蓄電池産業調査業務

(2) 事業目的

蓄電池は、電気自動車等のモビリティの動力源や、太陽光・風力等の再生可能エネルギーの出力調整、5G通信基地局やデータセンター等の重要インフラ施設のバックアップ電源、各種IT機器の電源など、国民生活・経済活動に不可欠な物資として世界市場が急拡大している。我が国においても、経済安全保障及び国内サプライチェーン強化の観点から様々な支援措置が施され、各地で蓄電池及び関連部材の製造にかかる大型投資が進んでいるところである。

本県では、これまで「富県宮城」推進の柱に掲げ取り組みを進めてきた自動車産業及び半導体産業に次いで、産業集積を目指す重要分野として新たに蓄電池産業を検討している。本業務は、国内及び東北地域の蓄電池産業を取り巻く現状や課題の分析を通して、本県における蓄電池産業集積に向けた方向性及び必要な取組を提案することを目的とする。

(3) 委託業務内容

別添「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

(5) 事業費（委託上限額）

6,050,000円（消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）の額を含む。）

2 応募資格

プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。
- (3) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号（別表1）に規定する措置要件に該当しない者。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。

い者。

- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- (9) 委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。

3 スケジュール

募集開始から契約締結、業務着手までの予定は下表の通りである。

企画提案の募集開始	令和6年9月2日（月）
質問受付	令和6年9月2日（月）から 令和6年9月6日（金）まで
質問への回答	令和6年9月13日（金）までに回答
参加表明書の提出期限	令和6年9月24日（火）午後5時必着
企画提案書の提出期限	令和6年10月4日（金）午後5時必着
企画提案書の書類の審査（3者を超える場合に限り）	令和6年10月上旬
書面審査の結果発表（3者を超える場合に限り）	令和6年10月中旬
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和6年10月下旬 ※予定
審査結果の通知	令和6年10月下旬 ※予定
見積合わせ、契約の締結	令和6年11月上旬 ※予定
業務開始	令和6年11月上旬 ※予定

4 企画提案に関する質問受付及び回答

(1) 受付期間 令和6年9月2日（月）から令和6年9月6日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

sanrituk2@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部産業立地推進課）

ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

令和6年9月13日（金）までに宮城県経済商工観光部産業立地推進課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

企画提案参加表明書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和6年9月24日（火）午後5時（必着）

(3) 提出方法

電子メール等により提出すること。なお、ファイル容量の都合上送信できない場合は連絡すること。

(4) 提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

E-mail : sanrituk2@pref.miyagi.lg.jp

(5) 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

6 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第3号）

イ 企画提案書（任意様式）

規 格：A4判横書き、片面印刷とし、電子データにより提出すること。

ページ数：上限は設けないが20ページ程度を目安とすること。

ウ 応募資格に係る宣誓書（様式第4号）

エ 参考見積書（任意様式）

- ・本業務に係る経費（人件費、交通費等）はすべて計上すること。
- ・仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- ・参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。

(2) 提出方法

ア 提出期限

令和6年10月4日（金）午後5時必着

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、ファイル容量の都合上送信できない場合は連絡すること。

ウ 提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

E-mail : sanrituk2@pref.miyagi.lg.jp

(3) 企画提案書の構成

ア 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者（所属・職・氏名）」及び「担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記載すること。

イ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

ウ 本文

- ・業務の実施方針
事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を記載すること。
- ・業務の実施フロー
限られた期間での作業となることから、事業目的の実現に向け、業務の進め方等を簡潔に記載すること。
- ・業務の実施方法
仕様書「第4 業務内容」の2（1）については現状認識を示し、委託業務で行う情報収集、調査、分析、整理方法を具体的に記載すること。

仕様書「第4 業務内容」の2（2）及び2（3）については現状認識を示すことに加え目指すべき方向性や取組の仮説を置き、その仮説の検証方法等について具体的に記載すること。

エ 提案者による独自の取組（任意）

事業目的を達成する上で、本業務の効果等を一層向上させられると考えられる受注者独自の取組を記載すること。

オ 業務実施体制

カ 同種の業務の過去の実績

（4）留意事項

- ・企画提案は1者につき1案とする。
- ・提出された書類の差替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- ・審査は提出された企画提案書類により行うが、企画提案書類の提出後、内容について確認や説明を求めることがある。
- ・企画提案の提出に係る全ての経費は企画提案者の負担とする。
- ・提出した企画提案を取り下げる場合には、速やかに取下願（様式第5号）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合、再度の企画提案は認めない。
- ・提出された企画提案書類は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるので、予め承知すること。

7 企画提案書の審査及び選定

（1）評価・選定の体制

ア 候補者の選定

県が設置する選定委員会において、評価基準（別表2）に基づき、提案書類及びプレゼンテーションの総合評価を行うこととし、選定委員が採点した評価点の合計点（以下「評価合計点」という。）が6割以上でかつ最も上位であった提案者を業務委託候補者に選定する。

なお、応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、事務局により書類審査を実施し、上位3者を選定する。

イ 同点の場合の取り扱い

評価合計点が6割以上で最も上位の者が複数いる場合、各選定委員の評価において1位の採点を最も多く取得した提案者を業務委託候補者に選定する。

ウ 応募者が1者の場合

応募者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

エ 協議による選定

次点以下の提案者に選定委員の過半以上に1位と採点された者がいる場合など、委員長が必要と認める場合は、委員間の協議により業務委託候補者を選定する。

（2）書類審査

ア 書類審査の実施日

令和6年10月上旬を予定

イ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、事務局により評価基準（別表2）に基づいて審査し、書

類審査の結果、提案者の中から上位3者を選定する。

ウ 書類審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。

(3) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和6年10月下旬を予定。詳細は、応募者に別途通知する。

イ 実施場所

宮城県庁内を予定。詳細は、応募者に別途通知する。

ウ 実施方法

- ・プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。
- ・1者当たりの持ち時間は30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。
- ・当日の新たな資料配付は、企画提案の差し替えや変更にあらず、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。その場合は8部持参すること。
- ・プレゼンテーションの会場には県でプロジェクタ又はモニター及びHDMIケーブルを用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者全員に文書により通知する。

また、「入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る下記の事項を公表する。

ア 参加者名称

イ 選定された候補者の名称と得点

ウ 他の参加者の得点（得点を点数順に記載するのみで、参加者名は列記しない）

エ 選定委員名

(5) 業務委託候補者の選定の取消

次の場合は、業務委託候補者の選定を取消し、(1)アによる評価合計点が次点の者を業務委託候補者とする。

ア 業務委託候補者が辞退した場合。

イ 委託契約を締結するまでの間に、2の応募資格を有しないことが判明した場合。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。
- (3) 本募集要領等に従っていない場合。
- (4) 同一の提案者が、2件以上の企画提案書を提出した場合。
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。
- (6) その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約先

本業務は、原則として、業務委託候補者に委託する。

(2) 仕様の決定

委託する仕様内容は、プレゼンテーションの審査結果通知後、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、県と業務委託候補者とで協議の上決定する。

(3) 見積合わせの実施

県は、業務委託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

(4) 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、県と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

(5) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(6) その他

本業務の実施により知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず、第三者に漏洩してはならない。

10 問い合わせ先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課（担当：尾形、工藤）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県行政庁舎14階）

TEL 022(211)2734 FAX 022(211)2739

(別表1) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 別表

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

(別表2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点	
		個別	合計
1 基本的事項		20	
①実施方針	○本業務の目的を十分に理解し、仕様書に示した条件・内容の理解度が高く、具体的な提案がなされているか。	10	20
	○各業務の工程が合理的に設定されており、期間内に達成可能なレベルで設定されているか。	10	
2 業務内容		160	
①蓄電池産業に関する調査・分析	○蓄電池産業の市場規模、主要企業、技術トレンドなどの現状を把握できる専門的な知見を有しているか。	10	160
	○国の政策が蓄電池産業に与える影響やサプライチェーンの各段階（部素材、蓄電池、リサイクルなど）における課題と改善点を整理するための調査・分析手法等が示されているか。		
	○本県及び東北地方の蓄電池関連産業の集積状況、サプライチェーン構造の特徴、課題を理解しているか。	10	
	○分析・調査手法は効果的であり、仕様書「第4業務内容」の2（2）と2（3）につなげるために必要な内容が網羅されているか。	10	
	○再生可能エネルギー発電の変動調整や電力需給調整のための蓄電池ニーズ、必要性及び役割を適切に把握しているか。	10	
②蓄電池産業集積の方向性の提示	○東北地域の産業の特徴を踏まえ、蓄電池産業の集積の方向性について具体的な考えが示されているか。	10	
	○本県の現状や特徴、産業構造などを考慮し、実現可能性の高い取組が提案されているか。	10	
	○環境負荷低減と持続可能な発展の両立を図るための工業団地造成の考え方が示されているか。	10	
	○蓄電池製造からリサイクルに至るまでの全工程を把握した上で、サプライチェーンの強化につながる考え方が示されているか。	10	
	○人材育成のための施策や産学官連携によるイノベーション創出の仕組みについて、具体的な考えが	10	

		示されているか。		
		○蓄電池産業集積による経済効果や本県既存産業との連携により期待される地域経済への貢献について考えが示されているか。	10	
③誘致活動の強化に資する必要な取組の提示		○蓄電池関連産業の集積を見据え、産業用地に求められるインフラ条件について具体的な考えが示されているか。	20	
		○GX及びSXの観点を踏まえ、工業団地造成時に期待される蓄電池の取組について、具体的な考えが示されているか。	20	
		○蓄電池のサプライチェーン構築に向けた誘致方針や今後集積を図るべき企業について、具体的な考えが示されているか。	20	
④受注者による独自の取組		○その他、本県及び東北地方における蓄電池産業の集積に重要と思われる視点・取組等が提案されているか。	20	
3 業務遂行能力			20	
①業務実施体制		○提案内容を円滑に運営できる人員配置・役割分担となっているか。	10	20
		○事業費の積算は、提案された内容と適合し、妥当な内容となっているか。		
②過去の実績		○本業務にふさわしい業務実績及び経験はあるか。	10	
合 計			200	